

1. 国際連盟 (League of Nations/Société des Nations)——成立と構造

第一次世界大戦は国際法の歴史においても一大転機となった¹。第一次世界大戦の戦後処理の一環として、国際連盟が創設された。「[国際連盟規約](#)」（リンク先の条文は 1924 年の改正を含む）とは、すなわち、[ヴェルサイユ条約の第一部](#)のことである²。

連盟規約を見れば判るように、国際連盟はかなり広範な権限と複雑な組織構造とを有する³。このような存在は、国家以外の法主体を認めてこなかったそれまでの国際法学にとって当惑の種であった。たとえば、19 世紀末から第一次世界大戦までの代表的国際法学者である Lassa Oppenheim は、このような連合体(union)はこれまでに存在したことがなく、超国家でも国家連合⁴でも同盟でもなく、全く特殊(sui generis)であって、組織化された国際社会そのものとみるべき、と主張した⁵。もちろん、連盟が国際社会そのものというのはいかにも無理である⁶と共に、それが sui generis であるというのは説明の放棄に他ならない。そこで、従来の概念を援用して、「国際法主体である国家連合」⁷であるという説明もなされた。

その中で、「法人たる国家から構成される法人」⁸であるというように、国際連盟を独自の国際法上の法人とみる立場が示されているのが注目される。しかも、これは学

¹ 第一次世界大戦は、世界史をヨーロッパを中心とする視点から見ると、第二次世界大戦以上のインパクトを持っている。日本から見た場合になかなか理解しにくいそのインパクトを理解する手助けとして、何よりもまず人文研の 2 つのシリーズがある。山室信一ほか（編）『現代の起点 第一次世界大戦 第 1 巻～第 4 巻』（岩波書店、2014 年）、京都大学人文科学研究所『レクチャー 第一次世界大戦を考える 1-14』（人文書院、2010-14 年）。さらに、中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」法学論叢 128 巻 2 号（1990 年）、129 巻 2 号（1991 年）、ジェイムズ・ジョル『ヨーロッパ 100 年史 1』（みすず書房、1975 年）、モードリス・エクスタインズ『春の祭典』（みすず書房、新版、2009 年）、シュテファン・ツヴァイク『昨日の世界(1)(2)』（みすず書房、1999 年）。

² 国際連盟成立過程（日本の対応も含む）の外交史的分析として、牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』（中公新書、2009 年）、篠原初枝『国際連盟』（中公新書、2010 年）、船尾章子「大正期日本の国際連盟観」（中部大学）国際関係学部紀要 14 号（1995 年）21 頁。その過程で示された様々な機構案につき、船尾章子「国際連盟構想の起源とその展開」桐山孝信ほか（編）『転換期国際法の構造と機能』（国際書院、2000 年）87 頁。

³ 連盟規約の条文をじっくり読んで理解して頂きたいが、手引きが必要であれば、まず参照すべきは藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998 年）第 1 章第 2 節～第 4 節である。

⁴ 「国家連合」など専門用語の意味が理解できなければ、国際法の教科書や辞書などで調べておくこと。「講義計画」に示してある。

⁵ Lassa Oppenheim, « Le caractère essentiel de la Société des Nations », *Revue générale de droit international public*, t. 26, 1919, p. 234, pp. 237-239.

⁶ 「連盟規約が創出したのは、国際社会そのもの(la Société des Nations)ではなく、諸国からなるある一つの集合体(une Société des Nations)である。」Georges Scelle, « L'admission des nouveaux membres de la Société des Nations », *Revue générale de droit international public*, t. 28, 1921, p. 122, p. 135.

⁷ P.E. Corbett, "What Is the League of Nations?", *British Year Book of International Law*, vol. 5, 1924, p. 199, p. 147.

⁸ John Fischer Williams, "The Status of the League of Nations in International Law", *International Law Association*,

説の見解にとどまるものではない。たとえば、国際機構の国際法上の法人格が実践的に問題となる場面の一つは機構の特権免除であるところ、国際連盟の本部が置かれたスイスと国際連盟との間に 1926 年に以下の合意⁹がなされている。

I. Le Gouvernement fédéral suisse reconnaît que la Société des Nations, possédant la personnalité internationale et la capacité juridique, ne peut être, en principe, selon les règles du droit des gens, actionnée devant les tribunaux suisses sans son consentement exprès.

【仮訳】I. スイス連邦政府は、国際連盟は、国際法人格を有し、国際法上の規則に基づきその明示的同意なしにはスイス裁判所において被告となり得ないことを認める。

国際連盟の目的と法的性質とを理解するため、連盟規約を参照しながら（講義には必ず連盟規約を持参すること）、次の問について考えてきて頂きたい。

- 理事会(the Council)の構成国は？¹⁰
- 理事会の任務は？
- 総会(the Assembly)の任務は？
- 総会とは別に理事会が設置された目的は？
- 総会とは別に理事会が設置されことは、国際連盟が「会議体制」と乖離していることを示すか？ その関連で、4 条 5 項（非理事国の投票権を伴う参加）はどのような意義を有するか？
- 5 条の全会一致規則を考慮すると、国際連盟と「会議体制」とは実質的に同じものだ、と言ってよいか？
- 全会一致の例外にはどのようなものがあるか？
- 6 条は事務局について定める。前回学んだ国際行政連合の事務局とどこが似ていてどこが異なるだろうか？¹¹

Report, 34th Conference [1926], p. 675, p. 679.

⁹ *Modus vivendi* relatif aux immunités diplomatiques du personnel des organismes de la Société à Genève, dans Communications du Conseil fédéral suisse concernant le régime des immunités diplomatiques du personnel de la Société des Nations et du Bureau international du travail, Genève, le 18 septembre 1926, [Journal officiel de la Société des Nations](#), Octobre 1926, p. 1422. これは国際連盟の官報であり、[英語版](#)は[学内ネットワーク](#)から利用できる。この合意については、仏文が原文である。

¹⁰ 理事会をめぐる大国中心主義と中小国の反発につき、帯谷俊輔『国際連盟』（東京大学出版会、2019 年）第一章。

¹¹ この問とは直接の関係はないが、事務局に関する興味深い文献として、番定賢治「国際連盟事務局における日本人事務局員」国際政治 198 号（2020 年）111 頁。

2. 国際労働機関(ILO)

国際連盟規約がヴェルサイユ条約第 1 部であるのならば、こちらは第 13 部である（現行の ILO 憲章は[こちら](#)）。[戦後処理の一環として労働問題を扱う機構が創設された](#)のはなぜだろうか¹²。

機構的側面から国際連盟と ILO とを比較した場合、最も顕著な相違は ILO の三者構成([tripartism](#))にある。

- ✓ ILO 憲章 3 条 各国代表の構成
- ✓ 同 4 条 国家代表の投票の方法
- ✓ 同 7 条 理事会(the Governing Body)の構成

なぜこのような人数・構成になっているのだろうか。

3. 植民地機構としての連盟 少数者保護・委任統治

少数者保護も連盟の重要な活動の一つであったが、国際機構法の観点からはやや重要性に劣るので、本講義では扱わない¹³。

国際連盟規約は、22 条において委任統治制度を設立している¹⁴。同条を熟読の上、次の間につき考えてきていただきたい。

- 委任統治は植民地とどのように異なるのか。
- 委任統治を行う国に課される義務はどのようなものか。
- 委任統治領は、委任統治を行う国の領域なのか、他のいずれかの国あるいは何者かの領域なのか。

¹² ヴェルサイユ平和会議において労働問題が議論されることを日本は全く予想しておらず、その後も右往左往を続ける様子は、吉岡吉典『ILO の創設と日本の労働行政』（大月書店、2009 年）に鮮明にまとめられている。

¹³ 詳しくは、西平等「連盟期少数民族保護条約の性格」『「マイノリティ」という視角（下）』（関西大学マイノリティ研究センター、2011 年）97 頁、篠原初枝「国際連盟と少数民族問題」アジア太平洋討究 24 号（2015 年）71 頁、篠原初枝「国際連盟外交——ヨーロッパ国際政治と日本」井上寿一ほか（編）『日本の外交 第 1 巻 外交史 戦前編』（岩波書店、2013 年）。

日本では、ヴェルサイユ平和会議において、平和条約に「人種平等条項」を加えたとの日本の提案が退けられたことがよく指摘される。大沼保昭「遥かなる人種平等の理想——国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国際法観」大沼保昭（編）『国際法、国際連合と日本』（弘文堂、1987 年）427 頁。しかし、国内に少数者を多く抱える日本——既に樺太・台湾・朝鮮は日本の領土となっていた——が、少数者保護条項を平和条約に組み込む提案には極めて消極的であったことも併せて理解しておく必要がある。

¹⁴ 詳しくは、[田岡良一『委任統治の本質』](#)（有斐閣、1941 年）、五十嵐元道「国際信託統治の歴史的起源（一）～（三・完）」北大法学論集 59 巻 8 号（2009 年）295 頁、60 巻 1 号（2009 年）111 頁、2 号（2009 年）193 頁、等松春夫「帝国からガヴァナンスへ——国際連盟時代の領域国際管理の試み」緒方貞子・半澤朝彦（編）『グローバル・ガヴァナンスの歴史的変容』（ミネルヴァ書房、2007 年）75 頁。

- なぜこのような制度が導入されたのか。
- 日本は南洋群島に委任統治を行っていた¹⁵。国際連盟から脱退したことにより、日本は委任統治を行う国としての資格を失ったか¹⁶。

4. 社会協力機構としての連盟 経済協力¹⁷

連盟規約には、経済問題については 23 条 e の規定があるのみである。この規定を根拠に、以下のような会議が開かれた。

- 1927 年 [ジュネーヴ世界経済会議\(World Economic Conference\)](#)¹⁸
 - 総会での一般討議 現状認識の共有
- 多数の勧告の採択
 - [輸出入の禁止・制限の撤廃に関する条約](#)
- 1933 年 [ロンドン世界通貨経済会議](#)¹⁹
 - 通貨安定協定締結が試みられるも、米の拒否で決裂

連盟の経済政策については、「どこまで国際経済に介入や規制が必要なのか、また可能なのかについて、国際連盟は答えを出すことはできなかった」²⁰との評価がある。国際連盟の構造・権限の観点から見た場合、連盟のどこに問題があったのだろうか。

他方、「世界の多数の政府代表がジュネーヴに常駐し、大臣など政府のトップが理事会、総会あるいは各種委員会などで定期的にそして頻繁に会合すること自体が画期的な

¹⁵ 浅野豊美（編）『南洋群島と帝国・国際秩序』（慈学社、2007 年）、等松春男『日本帝国と委任統治』（名古屋大学出版会、2011 年）。

¹⁶ 日本の主張については、[「帝国ノ国際聯盟脱退後ノ南洋委任統治ノ帰趨ニ関スル帝国政府ノ方針ヲ決定ス」](#) 公文類聚・第五十七編・昭和八年・第十五ノ二巻・外事。リンク先の PDF が読めない（読みにくい）場合は、同ページに赤字で記されている「資料画像（PDF）が表示されない場合の対応方法について」を参照のこと。

¹⁷ 経済協力以外にも、保健衛生協力につき、参照、安田佳代『国際政治の中の国際保健事業』（ミネルヴァ書房、2014 年）238 頁、山越裕太「国際連盟保健機関の創設」国際政治 172 号（2013 年）15 頁、山越裕太「ヘルス・ガバナンスの胎動と国際連盟保健機関」国際政治 193 号（2018 年）44 頁。また、文化交流につき、斎川貴嗣「国際文化交流における国家と知識人——国際連盟知的協力国際委員会の設立と新渡戸稲造」平野健一郎ほか（編）『国際文化関係史研究』（東大出版会、2013 年）431 頁、斎川貴嗣「知的協力から国際文化交流へ——国際連盟知的協力国際委員会における理念変容」国際政治 193 号（2018 年）60 頁。

¹⁸ 上田貞次郎ほか『国際経済会議と其問題』（同文館、1927 年）

¹⁹ 国際聯盟事務局東京支局編『通貨経済会議報告』（新日本社、1934 年）

²⁰ 篠原初枝『国際連盟』（中央公論新社、2010 年）

ことであつた。これは第一次大戦前の一九世紀型の国際政治では考えられないことであつた。このような会合を通じて各国は不必要な摩擦や誤解を避けて実現可能な外交政策を形成し、他の国々の情報により国内政策についても改善を図ることができたのである」²¹との評価もある。経済問題に関して、連盟は、会議体制とどのように異なるのだろうか。

以上

²¹ 藤瀬浩司・李修二「国際連盟と経済金融問題」藤瀬浩司（編）『世界大不況と国際連盟』（名古屋大学出版会、1994 年）1-2 頁。